

「更新のためのポイント表」改定第8版

資格更新には、5年間に、12ポイント以上を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。また、12ポイントの中には下記の4ポイント以上を含まなければなりません。

研修会種別	ポイント数		主催
必修研修会	必須A*	2ポイント以上	機構研修委員会 機構の各委員会等
臨床発達心理士のための資格更新研修会	必須B	2ポイント以上	機構研修委員会 機構の各委員会等 および承認団体

なお、(1) 区分研修会が必修研修に該当するかどうかは、各研修会の案内で確認すること。

*初回の資格更新では「必須Aの倫理研修会：1ポイント」を必ず含めること

研修区分

(1) 区分研修会：必修研修

機構および機構研修委員会等が企画する必修研修会への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

(1) 区分研修会：一般研修

機構および機構研修委員会等が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

(2) 区分研修会

資格更新委員会が認めた承認団体が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

(3) 区分研修会

資格更新委員会が認めた承認団体および外部団体による臨床発達の支援に関する研修会への参加

(講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通)

6時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間の資格更新研修会	0.5ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.2ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、1ポイントを上限とする。

- (4) 臨床発達心理士を取得するための指定科目取得講習会、臨床発達専門講習会に講師として参加した場合

3時間の講習会を1人で担当した場合	2.0ポイント
3時間未満 1.5時間までを1人で担当した場合	1.0ポイント

なお、(4)での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1)機構および機構研修委員会等が企画する(協定団体等との共催含む)「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加に振替えることができる。

- (5) 機構が認める承認団体、関連団体等の年次大会において、臨床発達心理学に関する研究発表を行った、またはシンポジウム等に話題提供者(講演者)として参加した場合

単独発表または連名発表の筆頭者	2.0ポイント
筆頭者以外の発表者	1.0ポイント
大会委員会企画シンポジウム・関連団体企画シンポジウム・会員企画自主シンポジウム・ラウンドテーブルでの話題提供者(講演者)	0.5ポイント

- (6) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合

①臨床発達心理学に関する学術誌への発表

単独または共著の筆頭者	5.0ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	3.0ポイント

②大学・研究所等の紀要・報告書への発表

単独または共著の筆頭者	3.0ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	1.0ポイント

- (7) 臨床発達心理学に関する著書の出版

単著	5.0ポイント
共著(分担執筆も含む)	2.0ポイント

- (8) 臨床発達心理士申請(予定を含む)者に対するスーパービジョンを行った場合(合計3ポイントを上限とする)

90時間以上	3.0ポイント
60時間以上 90時間未満	2.0ポイント
30時間以上 60時間未満	1.0ポイント

承認団体・関連団体等が主催する年次大会

承認団体・関連団体等が大会を主催し期間中に複数の企画をする場合に、期間中に取得可能なポイント数は下記を上限とする。

大会期間 1日以内	2.0ポイント
大会期間 2日以上	4.0ポイント

「更新のためのポイント表」改定第8版は2023年4月25日に改訂し、2023年4月1日より適用する。なお、資格更新申請ガイド2023に合わせ2023年9月23日に、「臨床発達心理士のための資格更新研修会」企画申請ガイドライン(承認団体・外部団体用)に合わせ2024年3月17日に、一部改訂した。